

1 議 事 日 程 (第 1 日)

(令和元年第 4 回有田川町議会定例会)

令和元年 1 2 月 3 日
午前 9 時 3 0 分開会
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第 5 報告第 20 号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度有田川町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 6 議案第 90 号 令和元年度有田川町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 7 議案第 91 号 令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 8 議案第 92 号 令和元年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 9 議案第 93 号 令和元年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 10 議案第 94 号 令和元年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 11 議案第 95 号 令和元年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 議案第 96 号 令和元年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 議案第 97 号 令和元年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議案第 98 号 有田川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 99 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 100 号 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 101 号 有田川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 102 号 有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 103 号 有田川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 104 号 平成 3 0 年度 平成 3 0 年災第 1 5 9 号 町道板尾大橋沼谷線

道路災害復旧工事の請負変更契約について

- 日程第21 議案第105号 平成31年度 鳥屋城小学校プール改築工事の請負変更契約について
- 日程第22 議案第106号 財産の取得の変更について
- 日程第23 議案第107号 財産の取得の変更について
- 日程第24 議案第108号 財産の取得の変更について
- 日程第25 議案第109号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第26 議案第61号 平成30年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第62号 平成30年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第63号 平成30年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 議案第64号 平成30年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 議案第65号 平成30年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 議案第66号 平成30年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 議案第67号 平成30年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 議案第68号 平成30年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 議案第69号 平成30年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 議案第70号 平成30年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 議案第71号 平成30年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 議案第72号 平成30年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第38 議案第73号 平成30年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第39 議案第74号 平成30年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第40 議案第75号 平成30年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第41 議案第76号 平成30年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出
決算の認定について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	堀江 眞智子	2番	増谷 憲
3番	椿原 竜二	4番	中島 詳裕
5番	星田 仁志	6番	片畑 進之
7番	谷畑 進	8番	小林 英世
9番	林 宣男	10番	殿井 堯
11番	佐々木 裕哲	12番	岡 省吾
13番	森谷 信哉	14番	新家 弘
15番	湊 正剛	16番	亀井 次男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2番	増谷 憲	15番	湊 正剛
----	------	-----	------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町長	中山 正隆	副町長	坂頭 徳彦
住民税務部長	山田 展生	福祉保健部長	前久保 眞次
総務政策部長	中 裕 準	消 防 長	栗 栖 誠
産業振興部長	森田 栄一	建設環境部長	鈴木 幸敏
総務課長	竹中 幸生	財務課長	中屋 正也
企画調整課長	細野 正人	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	井上 光生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局 長	一ツ田 友也	書 記	細野 鶴子
-------	--------	-----	-------

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（殿井 堯）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。定足数に達しておりますので、第4回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、令和元年第4回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（殿井 堯）

会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（殿井 堯）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番、増谷憲君、15番、湊正剛君を指名いたします。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（殿井 堯）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

11月27日に開催された議会運営委員会の結果について御報告をお願いします。

議会運営委員会委員長、森谷信哉君。

○議会運営委員会委員長（森谷信哉）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について、御報告申し上げます。

去る、11月27日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から12月18日までの16日間と決定させていただきました。なお、一般質問は12日、13日としております。

議事日程については、お手元に配付している日程表のとおりといたしたく思います。日程第5から日程第25までの、報告1件、議案20件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会にて御審査いただきたいと思っております。

なお、全員協議会が終わり次第、日程第5、報告第20号及び日程第20、議案第104号から日程第24、議案第108号まで、並びに日程第26、議案第61号から日程第41、議案第76号までの決算認定について議案審議を本日お願いいたします。

この会期、日程等に御賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げます、御報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（殿井 堯）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月18日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月18日までの16日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（殿井 堯）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告1件、議案20件であります。

また、本日の説明員は町長ほか12名であります。

次に、監査委員より、令和元年8月、9月、10月分の例月現金出納検査結果報告書及び平成30年度における財政援助団体監査報告書を、お手元に配付しておりますので御報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 閉会中の所管事務調査報告について……………

○議長（殿井 堯）

日程第4、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

閉会中に総務文教福祉常任委員会及び議会広報編集特別委員会による視察研修が実施されておりますので、各委員長からの報告をお願いいたします。

最初に総務文教福祉常任委員会委員長、林宣男君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（林 宣男）

報告をさせていただきます。

11月6日、7日の2日間、香川県庁と愛媛県伊予市で総務文教福祉常任委員会の視察研修を行いました。

香川県庁では、くらし安全安心課の職員より先進安全自動車購入補助金についての説明を受けました。県では高齢者の交通事故防止に向け、高齢者運転免許卒業生優遇制度を創設し、免許の自主返納を進めておりますが、一方では、公共交通機関が十分でない山間地域では、生活のために自家用車を手放せない高齢者もたくさんいることから、人々の交通事故を防止するための1つの方策として平成28年度、全国に先駆けて高齢者先進安全自動車購入補助制度を創設したとのことをごさいました。

制度の概要としては、65歳から80歳までの高齢者が、サポカーSワイドの先進安全装置が装備された新車を購入した場合に、3万円を補助するもので、手続は各ディーラーが自動車協会を通じて県に申請するために、購入者の手間も少なく、市町村の事務も発生しません。

この制度により、高齢の運転者が先進安全装置の装備された自動車を購入するきっかけとなり、交通事故の防止に寄与できればとのことであります。

2日目の伊予市は、愛媛県のほぼ中央に位置し、人口約3万7,000人、面積は約194平方キロメートルの瀬戸内海に面した風光明媚な市でありました。

市では、経済雇用戦略課の職員から、伊予市デマンドタクシー、スマイル号の取り組みについての説明を受けました。伊予市では、平成23年度より旧双海町、旧中山

町エリアにおいて、区域内運行の条件でデマンドタクシーを運行していて、交通空白地の解消に取り組んでおります。現在、4台が運行していて、車両は委託先の事業者が所有し、予約、配車業務は地元商工会に委託しているため、利用者の顔が見える地域密着型の、きめ細かいサービスを提供することができるそうです。

今後の課題としては、対象地域の人口が当初の約9,000人から現在6,500人と激減していることと、最近の高齢者は運転できる人もふえていることから、年々利用者が減っているため、今後さらなる啓発普及が必要となるとのことをございました。

2日間の研修を終え、有田川町も過疎化、高齢化が進む中、住民の交通手段を確保する施策はますます重要になってくることは明らかであります。取り入れられる施策についてはさらなる研究を重ね、取り組んでいく重要性を感じました。

以上、総務文教福祉常任委員会の視察報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（殿井 堯）

続いて、議会広報編集特別委員会委員長、増谷憲君。

○議会広報編集特別委員会委員長（増谷 憲）

議会広報編集特別委員会を代表して、委員長の増谷より研修報告をさせていただきます。

去る10月3日と4日にかけて、宮城県大河原町議会と山形県川西町議会広報について研修を行いました。

まず、大河原町の議会広報についてであります。大河原町は人口2万3,642人、面積約25平方キロメートルの町であります。大河原町議会広報は昭和56年9月議会の内容を掲載したのが始まりです。現在、委員会名は大河原町議会広報常任委員会、つまり常任委員会として発行作業を行っています。平均20ページから24ページの9,900部を印刷しています。編集などについては議会広報発行規定や、発行についての要領で詳しく規定されています。そして、編集企画表に基づき作業を行っています。4回の編集作業を行い、最後は各議員にゲラ刷りをメールで送って確認しています。

内容としては、各議員の質問などで、結果がどのように実現しているかの追跡記事も載せています。特徴は、まず1つ目として、QRコードを各ページに印刷しており、スマホなどをかざせば、例えば予算や決算の詳しい内容を確認することができます。2つ目は、表紙は動きのある子どもを中心の写真を掲載しています。

次に、川西町議会広報についてであります。川西町は人口1万5,119人、面積約167平方キロメートルの町です。川西町議会の広報委員会は広聴広報常任委員会として発行作業を行っています。特に広聴とはの文言が重要で、議会が少しでも町民にとって、身近に感じられるように努力しています。それは議会改革の一環でもあり

ます。

このように作成された、川西町議会広報は全国町村議会広報コンクールで2年連続優秀賞を受賞するなど、毎年、高評価を受けています。ページ数は16ページから36ページまでと、平均ページ数が多くなっています。発行部数は5,100部です。注目点は4つです、1つはアドバイザーやモニター制を導入し、町民目線の広報誌を目指していることです。2つ目は、広聴の大切さを理解し、町民の記事が多く掲載されています。町民の声という人気のページができ、掲載の順番を待たなければならぬくらいになっています。また、表紙には子どもの表情が豊かな写真を用い、各ページにも写真を多く取り入れています。3つ目はレイアウト用紙を使って、大まかなレイアウトをつくっていることです。4つ目は翌月の15日が発行日となっており、約1カ月で発行されています。

最後に、有田川町議会広報を見ていただき、感じた点を指摘していただきました。指摘された主な点は、1つは写真をもっと多く使う、大き目に載せる。子どもの写真がいいということ。2つ目、町民との交流記事があってもいいということ。3つ目、傍聴者に感想を寄せてもらうということでした。

以上、2つの議会広報を研修して、まず広報委員会は特別委員会ではなく、常任委員会であること、またページ数も多いので、予算的にも確保していること。町民が参加するページを確保していること。写真に子どもが登場すること。そして、わかりやすく表現することを重視していること。文章の校正などに、退職している国語の先生がアドバイザーとして一緒に編集作業に当たっているということ。こういう点は当町でもできると思いますし、少しでも実行できるよう努力していきたいと思いました。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

これで閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

お諮りします。

日程第5から日程第25までの報告1件、議案20件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第25までの報告1件、議案20件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに令和元年第4回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま、上程させていただきました議案について、御説明申し上げます。

報告第20号は、令和元年度有田川町一般会計補正予算第4号として、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。今回の補正は、豪雨及び台風10号により災害が発生し、緊急に災害復旧事業等を実施し、住民の生活の安全を確保する必要が生じたため、早急に予算措置を講じたものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ7,741万8,000円を追加し、補正後の予算総額は、163億1,867万6,000円と相なりました。なお、補正の財源といたしましては、分担金、国庫・県支出金、繰越金、町債を充てることにいたしております。また、地方債の補正につきましても御審議を願うものであります。

議案第90号は、令和元年度有田川町一般会計補正予算第5号であります。今回の補正の各款別の主なものは、職員の給与改正等に伴い、職員の給料・期末勤勉手当・共済組合負担金・退職手当負担金の増額補正を各科目において行っております。給与費以外の主なものといたしましては、2款総務費の一般管理費では、防犯灯LED化の修繕料として144万円を、財政管理費では製本機の備品購入費として58万8,000円を、財産管理費では清水会館のエアコン修繕料等として596万3,000円を、庁舎等の案内看板作製委託料として67万4,000円を、電子計算費では電算委託料として128万2,000円を、情報通信基盤施設費では施設設備保守点検料として375万7,000円を、共聴施設整備事業費では上六川地区のテレビ共同視聴施設整備事業補助金として178万6,000円を、賦課徴収費では委託料を1,580万6,000円減額し、3款民生費の社会福祉総務費では国民健康保険事業特別会計繰出金として72万5,000円を、障害者福祉費では更正医療給付費として250万円を、老人福祉費では認知症グループホーム等防災改修支援事業補助金として2,141万4,000円を、高齢者施設等防犯対策及び安全対策強化事業補助金として141万4,000円を、介護保険事業特別会計繰出金として393万円を、また、後期高齢者医療特別会計繰出金を248万9,000円減額し、児童福祉費の児童福祉総務費では、在宅育児支援事業給付金を240万円減額し、子育てのための施設等給付金として358万3,000円を、乳幼児医療費として300万円、子ども医療費として890万円を、母子福祉費ではひとり親家庭医療費として、100万円を、4款衛生費の保健衛生総務費では、予防接種費用助成金として114万円を、上水道施設費では、簡易水道事業特別会計繰出金として937万円を、6款農林水産業費の農業振興費では、有害鳥獣捕獲報償費を165万6,000円減額し、鳥獣害防止対策事業費補助金として302万6,000円を、7款商工費の観光費では、クラウドファンディングふるさと応援寄付金を財源とした、鉄道公園整備費として15

5万1,000円を、しみず温泉の修繕料として300万円を、8款土木費の道路新設改良費では、測量設計監理等委託料として350万円を、工事請負費の防災安全交付金事業を1,100万円減額し、合併特例事業として300万円を、土地購入費として4,350万円を、物件補償費として4,100万円を、県営事業負担金では和歌山県工事負担金として130万円を、9款消防費の消防施設費では、歓喜寺地区の消防車庫整備工事として、192万円を災害対策費では、防災ステーションのエアコン修繕料として90万2,000円を、10款教育費の小学校費及び中学校費の学校管理費では、机、椅子などの備品購入費として705万3,000円を、小学校費及び中学校費の教育振興費では、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の令和2年新入学用品費として166万5,000円を、12款公債費の元金では、銀行等資金の繰り上げ償還金として4億1,699万5,000円を、13款諸支出金の基金費では、基金利子積立金として4,000万円と、ふるさと応援基金積立金として155万円を計上し、その他所要の補正を行った結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ6億3,318万9,000円となり、補正後の予算総額は169億5,186万5,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、国庫・県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、町債などを充てることにいたしております。また、債務負担行為、地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

議案第91号は、令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正の主なものは、職員の給与改正等に伴い、職員の給料・期末勤勉手当・共済組合負担金・退職手当負担金の増額補正を行うとともに、1款総務費の電算委託料として61万6,000円を、損害賠償金求償事務委託料として50万円などを、補正した結果、今回の補正額は134万1,000円となり、補正後の予算総額は36億6,611万8,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、国庫支出金、繰入金を充てることにいたしております。

議案第92号は、令和元年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であります。今回の補正の主なものは、職員の給与改正等に伴い、職員の給料・期末勤勉手当・共済組合負担金・退職手当負担金の増額補正を行うとともに、2款後期高齢者医療広域連合納付金を267万7,000円減額し、4款諸支出金の償還金では、広域連合負担金過年度分返還金に696万6,000円などを補正した結果、今回の補正額は1,339万3,000円となり、補正後の予算総額は、7億4,601万7,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、繰入金、繰越金、諸収入を充てることにいたしております。

議案第93号は、令和元年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正の主なものは、職員の給与改正等に伴い、職員の給料・期末勤勉手当・共済組合負担金・退職手当負担金の増額補正を行うとともに、1款総務費の一般

管理費では、システム導入委託料として363万円などを補正した結果、今回の補正額は393万円となり、補正後の予算総額は33億737万6,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、繰入金を充てることにいたしております。

議案第94号は、令和元年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、1款総務費の施設管理費で自家発電機設置工事費として、1,200万円を補正した結果、今回の補正額は1,200万円となり、補正後の予算総額は4,326万1,000円と相なりました。なお、補正額の財源と致しまして、繰入金を充てることにいたしております。

議案第95号は、令和元年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正の主なものは、職員の給与改正等に伴い、職員の給料・期末勤勉手当・共済組合負担金・退職手当負担金の増額補正を行うとともに、2款施設費の水道施設管理費では、修繕料として919万7,000円などを補正した結果、今回の補正額は937万円となり、補正後の予算総額は6億3,342万8,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、繰入金を充てることにいたしております。

議案第96号は、令和元年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正の主なものは、職員の給与改正等に伴い、職員の給料・期末勤勉手当・共済組合負担金・退職手当負担金の増額補正を行うとともに、2款施設費の公共下水道施設整備事業費では、測量設計監理等委託料として1,000万円などを補正した結果、今回の補正額は1,014万9,000円となり、補正後の予算総額は19億5,660万円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、負担金、繰入金、町債を充てることにいたしております。また、地方債の補正につきましても御審議を願うものであります。

議案第97号は、令和元年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正の主なものは、職員の給与改正等に伴い、職員の給料・期末勤勉手当・共済組合負担金・退職手当負担金を補正した結果、今回の補正額は9万1,000円となり、補正後の予算総額は2億9,597万1,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、繰入金を充てることにいたしております。

議案第98号は、有田川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。今回の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第99号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。令和2年4月1日から会計

年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係する条例の整備を行うものであります。

議案第100号は、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和元年8月7日付の人事院勧告による国家公務員の一般職給与法の改正に伴い、本町もこれに準じ、職員の給与について所要の改正を行うとともに、都市部などの物価の高い一定の地域に勤務する職員に対して、基本給にプラスして地域手当を支給するよう条例の一部を改正するものであります。人事院勧告による主な改正の内容といたしまして、平成31年4月にさかのぼり、給料表の引き上げを行い、勤勉手当については支給額を現行の年間1.85カ月から1.90カ月に、0.05カ月分引き上げるものであります。

議案第101号は、有田川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、令和元年8月1日から施行されたことにより改正するものであります。改正の内容は災害援護資金の貸し付けを受けた者またはその保証人の収入または資産の状況を把握できるようにすることで、償還金の支払い猶予や償還免除をするに当たり、その者の資力状況に応じた適切な対応を可能とするものです。

議案第102号は、有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。8月30日に官報に掲載された、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の正誤に伴い、それに対応した改正を行うものであります。

議案第103号は、有田川町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に公布されたことにより改正するものであります。改正の内容は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項等の適正化等を図るための措置を講ずるものであります。

議案第104号は、平成30年度平成30年災第159号町道板尾大橋沼谷線道路災害復旧工事の請負変更契約についてであります。今回の変更は、平成30年12月18日に締結した、町道板尾大橋沼谷線道路災害復旧工事請負契約の契約金額を1,407万7,800円増額し、変更後の契約金額を1億1,329万7,400円としたいもので、変更契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第105号は、平成31年度鳥屋城小学校プール改築工事の請負変更契約についてであります。令和元年6月18日に締結した、鳥屋城小学校プール改築工事請負契約の契約金額を220万円増額し、変更後の契約金額を1億2,100万円とした

いので、変更契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第106号から議案第108号は財産の取得の変更についてであります。議案第106号は、令和元年6月18日に締結した、高規格救急自動車購入契約の契約金額を36万2,962円増額し、変更後の契約金額を1,996万2,962円としたいので、変更契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第107号は、令和元年6月18日に締結した、高度救命処置資機材購入契約の契約金額を21万8,600円増額し、変更後の契約金額を1,202万3,000円としたいので、変更契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第108号は、令和元年9月18日に締結した、小型動力ポンプ付積載車、2台購入契約の契約金額を13万6,000円増額し、変更後の契約金額を748万円としたいので、変更契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第109号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。教育委員会委員、堀内千佐子氏の任期が令和2年2月22日をもって満了いたします。つきましては、人格が高潔で教育に関して識見を有する同氏を、引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

○議長（殿井 堯）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に、3階中会議室において、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いたします。

~~~~~

休憩 10時11分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

……………日程第5 報告第20号……………

○議長（殿井 堯）

日程第5、報告第20号、専決処分の承認を求めることについて。令和元年度有田川町一般会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第20、議案第104号から、日程第24、議案第108号までの5件を先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第20、議案第104号から、日程第24、議案第108号までの5件を先に審議することに決定いたしました。

……………日程第20 議案第104号……………

○議長（殿井 堯）

日程第20、議案第104号、平成30年度平成30年災第159号町道板尾大橋沼谷線道路災害復旧工事の請負変更契約についてを議題とします。質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第104号について質疑をさせていただきます。

あとの議案とも関連してくるんですけども、議案104号では1,407万円の変更契約になっておりますが、この変更分を含めて、総額で工事分で幾ら、消費税引き上げ分で幾らになっているのか出していただきたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

まず最初に、消費税のほうなんですけれども、この契約は平成31年4月1日以前の契約でありますので、増額分についてのみ10%の消費税を課税することになります。それによりますと、消費税による増額は27万円程度となります。残りの1,380万円が工事による変更となっております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

わかりました。

それで、工事の変更分で変更理由として、工事の内容については、表層の緩みと壁面崩壊が変更理由と書かれておりますけれども、こういう点については、最初の工事の段階の測量調査でわかっていた内容の問題ではないかというふうに、私は危惧するわけですが、その点はいかがですか。どう判断していますか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

表面の緩みにつきましては、調査も行っておるんですけれども、何分、70メートルほど、高所のところでございまして、全区間にすべてを調査するという事はなかなか難しいと考えております。工事によって、法面の整形であるとか、切りとりをしていった時点で、やはりどうしても緩んでくるところができますので、その部分については、のり枠工であるとか、保護工を施工しております。

また、壁面の崩壊につきましては、ここも調査ボーリングとあって、中の岩質の調査をしておるんですけれども、調査ボーリングというのは垂直方面、鉛直方面に、しかも小さい口径のもので掘るので、そのときには中の崩壊が起こっていなかったんですけれども、ロックボルトをするときには水平方向に掘削しますので、どうしても中の緩みが外のケーシングといいます、外の掘削する機械に絡んできまして、掘削ができなかったということがございます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

比較しにくい部分があるかと思っておりますけれども、なるべく測量、設計の段階で再変更契約をしなくても済むように、業者さんには、その辺の意向というか、金額をふやさないためにもしっかりそういうのも伝えておいていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[起立全員]

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第21 議案第105号……………

○議長（殿井 堯）

日程第21、議案第105号、平成31年度鳥屋城小学校プール改築工事の請負変更契約についてを議題とします。質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第105号について、質疑をさせていただきます。

あとの議案とも関係するんですけれども、財産の取得まで、主な理由は消費税及び地方消費税の8%が10%へ引き上げに伴う変更となっておりますが、私ども、税制そのものに反対であります。しかし、工事や財産購入は町民にとって大事なものであり、また工事に支障があってはならないという点で賛成なんです。ただ、このことによって、変更による工期の問題や、納入が期日どおりされるのかどうかという点で確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

増谷議員の質疑にお答えします。

納入でありますとか、工期の変更については、今のところスムーズに工事が進捗してございます。工期の12月27日まで、完成する見込みでございます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 2 議案第 1 0 6 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 2、議案第 1 0 6 号、財産の取得の変更についてを議題とします。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 3 議案第 1 0 7 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 3、議案第 1 0 7 号、財産の取得の変更についてを議題とします。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第24 議案第108号……………

○議長（殿井 堯）

日程第24、議案第108号、財産の取得の変更についてを議題とします。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第26、議案第61号から日程第41、議案第76号までの16件を先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第26、議案第61号から日程第41、議案第76号までの16件を先に審議することに決定しました。

……………日程第26 議案第61号から日程第41 議案第76号……………

○議長（殿井 堯）

日程第26、議案第61号から、日程第41、議案第76号までの16件については、第3回定例会において、決算審査特別委員会に付託されております。委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、小林英世君。

○決算審査特別委員会委員長（小林英世）

決算審査特別委員会における審査経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

当委員会において審査しました案件は、令和元年第3回定例会で付託されました議案第61号から議案第76号までの一般会計、及び各特別会計の決算認定を求めることについての16件であります。

はじめに、委員会の審査手順について説明いたします。これらの議案の審査に当たりましては、本特別委員会を10月31日、11月1日、11月5日の3日間にわたって開催し、執行部関係部の部長、課長及び担当者の出席を得て、平成30年度の課別目標管理シート及び主要施策の成果報告書を中心に、必要な資料の提出及び詳細な説明を求め、慎重に審査いたしました。

また、審査時において委員会として、提出を求めた資料については、皆様に配付済みであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断基準については、さきの第3回定例会において報告され、承認されているところであります。

それでは個別の内容について、御説明いたします。最初に、財務課長から全体的な決算の概要について説明を受けました。その説明によると、当町の平成30年度における経常収支比率は93.0%で、前年度と比較して3.1ポイント増加しています。目標としていた90%以内を超え、財政の硬直化はますます進んでおり、より一層の合理化推進及び長期的な展望にたった財政運営を求めたところであります。

また、予算編成時に、ここ何年かマイナスシーリングを行ってきたが、今後の方向性についてただしたところ、翌年度においても2%マイナスシーリングを実施する予定であり、マイナスシーリングを続けるのは厳しいが、今のところ続けていきたいとのことでありました。

なお、里道や水路の売却益及びごみ収集の入札による差額については、基金に積み立て、他の財源と区別しておくべきであるとの意見が委員から出されました。

続いて、各課からの説明に対する主な質疑項目について申し上げます。財務課の所管では、町民から土地の寄附の申し出があった場合の対応についてただしたところ、利用計画がない場合は断っているとのことでしたので、もっと柔軟に対応するよう求めました。

企画調整課の所管では、女性・若者企業支援事業や周遊タクシー助成事業など、幾つかの事業については、当初予算額に対して実績が少ないので、今後に向けて改善点等を検証するよう要請しました。

総務課の所管については、ハザードマップの洗い直し、特に避難所の安全性についてただしたところ、洗い直しの必要はあるが、山間地での場所変更は難しいとのことでした。また、防犯灯のLED化について、年次計画等を確認しました。

建設課の所管では、不良空き家の補助基準と認定までの流れについて確認しました。また、現物支給による道路や水路の補修について、地元で工事を施工できない場合には、何らかの対応をしてほしいとの要望が出されました。

環境衛生課の所管では、不法投棄防止のための監視カメラも設置についてただしたところ、通報に基づき設置し、必要に応じて警察に通報しているとのことでありました。委員からは、警察、県とも連携をとり、厳正に対処していくよう要望が出されました。

下水道課の所管では、農業集落排水事業、簡易排水事業、浄化槽事業、公共下水道事業など各特別会計の説明がなされ、各施設の接続率や料金滞納に対する対応について質疑がありました。

水道課の所管では、台風等による断水時の給水車について、保有数及び近隣市町村との連携について確認しました。

消防本部の所管に対しては、住宅用火災警報器について普及率の目標について確認したところ、100%を目指し、普及率の低い地域では戸別訪問を行って、率の向上に努めたいとのことでした。

地籍調査課の所管では、平成30年度に実施した件数及び調査面積の報告を受けました。委員からは、境界立ち会い時の緊急事態対応のため、AEDを現場に持参する必要があるのではないかという意見が出され、今後検討していくとのことでありました。

産業課の所管では、ぶどう山椒ブランド化推進事業について、成果の検証をきっちりを行い、事業の成果を実績として残すようにとの意見が出されました。有害獣対策については、人的被害を防止するためにも、緊急時には職員も対応できるよう、狩猟免許の取得を進めるようにとの意見が出されました。

商工観光課の所管では、一般会計と、かなや明恵峡温泉特別会計についての説明を受け、わらしの後継者育成や鉄道交流館の今後の方向性についての質疑が行われました。

税務課の所管については、滞納整理に伴う差し押さえの内容について確認しました。また、徴収率の推移や県下での状況についても確認しました。

住民課の所管では、一般会計のほか、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の説明が行われ、保険税の滞納状況やその対応について質疑が行われまし

た。

健康推進課の所管では、乳幼児健診の未受診者に対する対応をただしたところ、家庭訪問等で対応しているとのことでした。

長寿支援課の所管については、一般会計のほか介護保険事業、特別養護老人ホーム等特別会計の内容説明があり、地域包括センター清水事務所の体制についてただしたところ、現在は週2日、職員が出向しているが、相談件数は少ないとのことでしたが、住民に不便を来すことのないようにと要望しました。

やすらぎ福祉課の所管では、チャイルドシートの貸与について、里帰り等のときにも借りられるよう、制度の見直しをしてほしいとの意見が出されました。

こども教育課の所管では、病児・病後児保育事業について、緊急に保育が必要となった場合には受け入れてもらえるのかただしたところ、基本は事前登録であるが、急な場合も対応可能とのことでありました。

社会教育課の所管では、絵本のまちづくりについて、町内向けにもっとPRをすべきである、また、今後進む方向をしっかりと定めておくようにとの意見が出されました。

以上、3日間にわたる委員会で協議の結果、議案第61号、62号、63号、64号、71号の5議案については賛成多数で、それ以外の11議案については全会一致で認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

よろしく、御審議いただき、適切な決定をお願い申し上げます。

○議長（殿井 堯）

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第26 議案第61号……………

○議長（殿井 堯）

日程第26、議案第61号、平成30年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第61号、平成30年度有田川町一般会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

まず、第1に、3年目を迎えた地方創生事業であります。全体の成果が見えにく

くなっています。そして、この事業については一部のところへの委託になっている点であります。

第2に、第2次集中改革プランに基づき、清水保育所の給食が民間委託になっている点であります。これで町内、公立保育所の給食が全部、民間委託となりました。また、保育士で見ますと、非正規保育士の比率が51%で、必要とされる国の基準である、正規保育士の89人に対して、現在、正規保育士は3人の休職者も入れて、61人ですから、68.5%の充足率になっています。保育士の不足や保育室が足りないために、いわゆる育休退園という状況も生まれてきています。さらに、土曜保育については、40人前後の園児が利用していますが、町内1カ所しかないため、清水地域からこれを受けられない、また行きにくい状況にあります。子育て支援を柱とする立場から、清水でも対応すべきであります。また、学童保育の指導員は現在49人ですが、資格保有者が20人で、40.8%の充足率で、未経験で資格なしの方が23人もいるのは改善すべき点であります。

第3に、消防力の基準であります。人員配置が71.44%となります。今後の災害等を考えますと、人員配置を引き上げるべきであります。

第4に特定健診の受診勧奨を進めていますが、体制的に健診をふやせる状況にはありません。ですから、個別受診が549件、25%もあり、集団健診での早期発見、早期治療の観点から、体制を強化すべきであります。

第5に、就学援助であります。現在、クラブ活動費については適用されておりませんので、これは適用し、そして消費税増税分にも対応すべきであります。

第6に、生活扶助基準の引き下げにより、受けられる基準が引き下がり、さまざまな福祉制度を受ける上で、負担増や対象から外れる場合が出てまいりました。

第7に、町道の草刈りや側溝の土砂の撤去は区で対応されているところが多いわけですが、しかし、現在の状況から、高齢化も進み、区が中心になって行うのは限界があります。予算措置を十分とって、建設業者などに委託を考えるべきであります。

なお、町民の要望をくみ上げた予算措置や、18歳までの医療費の無料化、また道路予算などを出していただいておりますけれども、以上の理由により反対討論といたします。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第27 議案第62号……………

○議長（殿井 堯）

日程第27、議案第62号、平成30年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第62号、平成30年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

国保制度は加入者同士が支え合う、相互扶助制度ではありません。加入者全員に医療を社会が保障していく、いわゆる社会保障制度であると、国保法第1条で明記されています。第1に国保の所得0から100万円以下の人数は3,230人、全体の40%を占めています。そして、固定資産税があれば、国保税が大きくかかってまいりますし、また人数割もあり、負担能力以上の納税を強いられています。ですから、資格証明発行も当初予算時の試算で56人、短期証明書の発行が70人もあります。滞納者は315人、分納誓約者は114人となっています。

第2に、高額療養費は昨年から住民税課税の70歳以上の負担上限額を引き上げました。外来で月2,000円、入院では1万3,200円負担になります。

第3に、今年度は国保広域化の初年になって、今回、国保税が1人当たり平均5,160円下がったということではありますが、こういう状況もいつまで続くのか心配があります。

第4に、国保税は応益割と応能割の比率が50対50に設定されています。そのため限度額を引き上げると、その負担は加入者全員に及ぶことになってしまいます。

第5に、余剰金が出ても、被保険者に戻されず、多額の基金を積み立てるということになってしまいます。

第6に、国庫支出金が落ち込んだことが国保会計を著しく下げた原因になっていま

す。このことは広域連合にあっても影響が出ると思いますが、国が元の45%に相当する額まで引き上げるよう、声を引き続き上げるべきであります。また、国保の広域連合化で、収納率を上げれば補助金の加配があり、無理な収納強化が一層進むのではないかと心配しております。

以上の理由により、反対討論といたします。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第28 議案第63号……………

○議長（殿井 堯）

日程第28、議案第63号、平成30年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第63号、平成30年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

今年度から、3年間、事業計画に基づき、制度を見直しました。公的介護や医療保険を土台から崩す、医療介護総合法によって、介護に係る予算を削減するために、本格的に実施される年度となりました。まず、要支援1、要支援2の方、517人の訪問介護や通所介護事業を介護保険から外して、新総合事業に振り分ける、単なる家事援助のように変えてきました。そして、介護サービスを行う受け皿として、シルバー

やNPOなど、地域へ任せてしまうことになりました。しかし、その受け皿もシルバー人材センターしかございません。

また、介護保険料が基準額で500円引き上がりました。これで、毎回の引き上げとなってしまいました。介護保険料を滞納すると、サービスを受けられませんが、滞納者は平成31年3月1日で72人あり、また平成29年6月の段階で、第1段階の非課税の階層で30人の対象が出たと聞いております。合計所得が160万円以上の方を対象に、自己負担を1割から2割引き上げます。平成31年3月末で57人の方が対象で、3割負担については31人が対象になります。後期高齢者医療の現役並み所得が年収360万円以上であることと比べましても、厳しい線引きでなっています。また、施設の入所者の補足給付の対象になる方もいます。

介護報酬の引き下げで、事業所の撤退など、安心して介護を受けられないことになってきています。介護の充実を求める施設をふやしたり、給与を引き上げると、その分の負担は保険料にはね返るシステムを変えなければなりません。介護の必要性ではなく、幾ら払えるかでサービスの内容を決めざるを得ない状況にあります。

介護保険制度は家族介護から社会で支える介護スローガンで出発しましたが、しかし、今や負担増やサービスの取り上げ、そして認定率の抑制、在宅への切りかえで、無理やり元気な高齢者をつくるやり方では、制度自体、今後、もたないことを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第29 議案第64号……………

○議長（殿井 堯）

日程第29、議案第64号、平成30年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第64号、平成30年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

これは、もともと国は医療費の削減を目的に、75歳という年齢で区別する医療制度を設けたのが問題であります。保険料の所得割や均等割を2年に1回変える仕組みになっています。今回は保険料の見直しの時期になっていました。基金を投入しても、335円の引き上げとなり、1人当たり1万4,458円の引き上げ額となりました。所得の少ない方への軽減策もありますが、応能応益比率50対50の関係で、加入者全員の負担となります。県後期高齢者医療広域連合の試算でも、75歳以上、1人世帯の場合で、年収210万円だと、1万800円の保険料がふえて、合計8万6,800円となります。また、世帯主が子どもで、75歳以上の高齢者が1人の場合、年金収入210万円の世帯となりますと、1万1,100円の負担増となり、合計9万5,900円の保険料となります。さらに、75歳単身世帯で、年収80万円の方が、世帯主の子どもと同一世帯になりますと、保険料は4,500円から4万5,800円の、10倍にもなってしまいます。均等割の7割軽減が5割軽減になる人は229人、また所得割2割軽減の廃止で、520の方が影響を受けています。所得なしから100万円以下は4,247人で、被保険者全体に占める割合は87%ですから、廃止を検討している低所得者対策の9割、8.5割軽減制度がなくなれば、この制度はもたなくなってしまうのではないのでしょうか。また、被保険者からの高額療養費の請求で、請求漏れは17人、金額にして36万円余りあるのも問題であります。集団健診は予算的に220人を見込んでおりましたが、結果的に76人の、34.5%の方しか受診されていません。

以上の理由により、反対といたします。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第30 議案第65号……………

○議長（殿井 堯）

日程第30、議案第65号、平成30年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第31 議案第66号……………

○議長（殿井 堯）

日程第31、議案第66号、平成30年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。  
本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第32 議案第67号……………

○議長（殿井 堯）

日程第32、議案第67号、平成30年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第33 議案第68号……………

○議長（殿井 堯）

日程第33、議案第68号、平成30年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第34 議案第69号……………

○議長（殿井 堯）

日程第34、議案第69号、平成30年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第35 議案第70号……………

○議長（殿井 堯）

日程第35、議案第70号、平成30年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第36 議案第71号……………

○議長（殿井 堯）

日程第36、議案第71号、平成30年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第71号、平成30年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

反対の第1の理由として、消費税増税のために使用料や超過分が引き上がることとなります。消費税10%になれば、また使用料の引き上げとなってしまいます。

第2に、事業を進めるほど、莫大な先行投資となり、景気が悪い中でのつなぎ込みも進まない状況にあります。これまでも早くつなぎ込んでもらうために、早期接続奨励金の予算化で進めておりますが、今年度も660万円の予算に対し、実績は480万円の72.7%となりました。なかなか大きく進んでいないのが現状であります。令和元年10月末現在の接続率は60.6%であります。これは指定地域の全戸数を分母にしていませんから、つなぎ込み率が高くなります。こういう状況では、収支はなかなか合わないと考えます。

農業集落排水事業では、5つの地域の中で、十数年たっているのにもかかわらず、90%台が最高であります。しかし、公共下水道事業では、このようなつなぎ込み率では経営が成り立ちません。そうなりますと、使用料収入では維持できなくなり、使

用料の引き上げや、もしくは一般会計からの膨大な繰り入れが必要となってまいります。また、地方債残高もふえている中で、将来の財政状況が危惧されます。

第3に、いつ起こってもおかしくない大地震などの災害に対して、どれだけ持ちこたえられるのか未知数であります。昨年9月の台風で停電になり、発電機をリースして対応したということも起こりました。終末処理場や配管が破壊されると、施設としての機能が働かなくなるという心配もあります。そういう意味では、再投資は今後、そういう点ではなかなか難しいということも考えられます。

以上の理由により、反対討論といたします。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第37 議案第72号……………

○議長（殿井 堯）

日程第37、議案第72号、平成30年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第38 議案第73号……………

○議長（殿井 堯）

日程第38、議案第73号、平成30年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第39 議案第74号……………

○議長（殿井 堯）

日程第39、議案第74号、平成30年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第40 議案第75号……………

○議長（殿井 堯）

日程第40、議案第75号、平成30年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

……………日程第41 議案第76号……………

○議長（殿井 堯）

日程第41、議案第76号、平成30年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本案は認定することに決定しました。

お諮りします。日程第6、議案第90号から、日程第19、議案第103号まで及び日程第25、議案109号を提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

なお、次回の本会議は、12月12日、木曜日、午前9時30分に開議します。よろしくお願いいたします。

~~~~~

延会 13時50分